

新座市家庭保育室委託事業について

対象とする乳幼児

- ① 当該乳幼児及びその保護者が市内に居住していること。
- ② 保育者の3親等以内の親族でないこと。
- ③ 当該乳幼児の保護者の就労、疾病等により1日4時間以上保育に欠ける日が、1月当たり13日以上であること（週3日は不可、日曜日は除く。）。
- ④ 補助対象年齢は、0歳児から5歳児（未就学児）とする。

補助を受けるに当たっての注意点

月の途中から家庭保育室を利用する場合は、その月の就労日数が13日以上でなければ、その月は補助の対象になりません。

育児休暇期間中で現に就労していない場合は、家庭保育室を利用してもその期間は補助の対象になりません。

保育料補助額の算定について

保育料補助額は、毎年6月に確定する保護者の市町村民税所得割額により決定します。

令和4年の4月～8月分については、先に確定した令和3年度の市民税額により決定し、9月から翌年3月分については令和4年6月に確定する令和4年度の市民税額で決定します。

- ・ 保育料補助額（4月～8月分）：令和3年度の市民税額により決定
- ・ 保育料補助額（9月～3月分）：令和4年度の市民税額により決定

認定申請に必要な書類

- ① 新座市家庭保育室事業対象乳幼児認定申請書(児童1名につき1枚)
- ② 保育ができない状況を証明する書類
状況により、必要書類が異なります。父母ともに提出していただき、同居祖父母が65歳未満の場合は、祖父母も提出していただきます。

入室理由	必要書類
月52時間以上の就労	【被雇用者】 ①就労(内定)証明書 ※就労証明書の有効期間は発行から3か月以内です。
	【自営業者】 ①就労(内定)証明書 ②就労状況申告書 ③直近の確定申告書の写し
妊娠、出産 ※産前産後2か月を含む計5か月間が対象	母子手帳の写し (表紙及び分娩(予定)日が分かるのページ)
保護者の疾病、障がい	①診断書(市指定の書式のもの) ②障がい者手帳の写しなど
親族の介護、看護	①介護状況申告書 ②被介護者、看護者の診断書または障がい者手帳の写し
就学	在学証明書や合格通知書の写しなど及び時間割表・スケジュール表など
求職活動を行う場合 ※利用開始後3か月間が対象。3か月以内に就労用件に切り替える場合には、期間内に就労証明書を提出すること。	求職活動調書

- ③ 市民税課税(非課税)証明書 ※該当する方のみ
 - ・令和3年1月2日以降に新座市へ転入された方
令和3年度市民税課税(非課税)証明書
(4~8月分の補助額決定のため)
 - ・令和4年1月2日以降に新座市へ転入された方
 - 令和3年度市民税課税(非課税)証明書
(4~8月分の補助額決定のため)
 - 令和4年度市民税課税(非課税)証明書
(9~3月分の補助額決定のため)
- ※令和4年度市民税課税(非課税)証明書は令和4年6月以降に提出してください。